

## 参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	令和7年度社会保障関係予算
著者 / 所属	中林 翼 / 厚生労働委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	472号
刊行日	2025-2-3
頁	108-121
URL	<a href="https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/ripou_chousa/backnumber/20250203.html">https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/ripou_chousa/backnumber/20250203.html</a>

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください (TEL 03-3581-3111 (内線 75020) / 03-5521-7686 (直通))。

# 令和7年度社会保障関係予算

中林 翼

(厚生労働委員会調査室)

1. はじめに
2. 全世代型社会保障制度の構築に向けた取組
3. 令和7年度社会保障関係予算の編成過程
4. 令和7年度厚生労働省予算の主要事項
5. おわりに

## 1. はじめに

令和7年度一般会計予算（115兆5,415億円）における社会保障関係費は、過去最大の38兆2,778億円であり、前年度当初予算比で5,585億円（+1.5%）の増額となった。これは、一般会計予算の33.1%を占める<sup>1</sup>。社会保障関係費の内訳は、年金給付費13兆6,916億円（前年度当初予算比+2,896億円、+2.2%）、医療給付費12兆3,208億円（同+842億円、+0.7%）、介護給付費3兆7,274億円（同+86億円、+0.2%）、少子化対策費3兆5,213億円（同+1,390億円、+4.1%）、生活扶助等社会福祉費4兆5,275億円（同+363億円、+0.8%）、保健衛生対策費4,434億円（同▲10億円、▲0.2%）、雇用労災対策費458億円（同+18億円、+4.1%）となっている<sup>2</sup>。なお、社会保障関係費のうち、厚生労働省所管分は33兆9,723億円である。また、厚生労働省所管の特別会計の歳出純計額については、年金特別会計が72兆1,786億円（同▲5,298億円、▲0.7%）、労働保険特別会計が3兆3,158億円（同+746億円、+2.3%）、子ども・子育て支援特別会計（育児休業等給付勘定）<sup>3</sup>が1兆616億円（同+1,303億円、+14.0%）となっている。このほか、東日本大震災復興特別会計に、厚生労働省所管分として82億円（同+6億円、+8.0%）が計上されている。

予算編成過程では、「こども未来戦略」（令和5年12月22日閣議決定）に基づく3.6兆円規

<sup>1</sup> 一般会計歳出から国債費及び地方交付税交付金等を除いた一般歳出（68兆2,452億円）に占める社会保障関係費の割合は56.1%である。

<sup>2</sup> 計数については、四捨五入によっているため、端数においては合計と合致しないものがある（以下同）。

<sup>3</sup> 令和7年度から、年金特別会計の子ども・子育て支援勘定及び労働保険特別会計の雇用勘定（育児休業給付関係）を統合して、「子ども・子育て支援特別会計」が設けられる。同特別会計は、こども家庭庁と厚生労働省の共管となる。

模（国・地方合計）の子ども・子育て政策に係る財源確保に向け、「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）」（令和5年12月22日閣議決定。以下「改革工程」という。）に掲げられた改革項目を実現することにより生じる公費節減の効果と社会保険負担軽減の効果がどれだけ積み上げられるかが注目された。

また、政府は、全ての国民が負担能力に応じて支え合う持続可能な全世代型社会保障制度の構築に当たり、現役世代の保険料負担の上昇を抑制する取組を進めるとしている。

さらに、後述するように令和6年は、5年に1度の公的年金財政の健全性の検証が行われた年であり、検証結果を踏まえ、政府は、働き方に中立的な制度の構築を目指すとともに、高齢期の経済基盤の安定や所得保障・再分配機能の強化を図るとしている。公的年金制度は、給付と負担のバランスを長期的に図る必要があり、単年度の予算編成に限らず、将来の予算編成を視野に入れた議論が求められる。

本稿では、全世代型社会保障制度の構築に向けた取組を紹介した上で、令和7年度社会保障関係予算の編成過程及び厚生労働省が所管する予算の主要事項を整理する。

## 2. 全世代型社会保障制度の構築に向けた取組

### （1）「こども未来戦略」の概要

政府の全世代型社会保障構築会議は、令和4年12月16日、「全世代型社会保障構築会議報告書」を取りまとめ、各分野の改革の最初の柱として「こども・子育て支援の充実」を掲げた。

その後、政府は、若年人口が急激に減少する2030年代に入るまでが、急速な少子化・人口減少の状況を反転させることができるかどうかの重要な分岐点であり、2030年までを少子化トレンドを反転させるラストチャンスと位置付け、次元の異なる少子化対策として、こども未来戦略を令和5年12月22日に閣議決定した。この中で、今後3年間の集中取組期間で実施する具体的政策を「こども・子育て支援加速化プラン」（以下「加速化プラン」という。）として示した。

加速化プランにおいて、予算規模は、「各年度の予算編成を通じて決定されていくこととなるが、現時点の見込みでは、（略）全体として3.6兆円程度<sup>4</sup>」とされた。また、加速化プランを安定的に支える財源として、既定予算の最大限の活用等を行うほか、加速化プランの実施が完了する2028年度までの徹底した歳出改革等により生じる公費節減の効果及び社会保険負担軽減の効果を活用するとされた。このうち、既定予算の最大限の活用等については、2028年度までに、全体として1.5兆円程度の確保を図り、歳出改革については、改革工程における医療・介護制度等の改革を実現することを中心に取り組み、公費節減効果で1.1兆円程度の確保を図るとされた。加えて、歳出改革と賃上げにより実質的な社会保険負担軽減の効果を生じさせ、その範囲内で2026年度から段階的に2028年度にかけて支援金制

---

<sup>4</sup> 3.6兆円程度の内訳は、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化や若い世代の所得向上に向けた取組に1.7兆円程度、全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充に1.3兆円程度、共働き・子育ての推進に0.6兆円程度とされている。

度を構築し、2028年度に1.0兆円程度の確保を図るとされた<sup>5</sup>。

## （２）「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）」の概要及び取組状況

令和5年12月22日に閣議決定された改革工程では、改革を進めるに当たり、「時間軸」を考慮し、①2024年度に実施する取組、②加速化プランの実施が完了する2028年度までに実施について検討する取組、③2040年頃を見据えた、中長期的な課題に対して必要となる取組の3つの段階に分けて実施するとされ、②の取組については、2028年度までの各年度の予算編成過程において、実施すべき施策の検討・決定を行うとされた。

以下、②の取組として列挙されたもののうち、令和6年末までに取組の方向性が示されたものをいくつか紹介する。

### ア 高額療養費自己負担限度額の見直し

改革工程において「高額療養費自己負担限度額の見直し」が盛り込まれたこと、令和6年11月15日に開催された全世代型社会保障構築会議において、高額療養費の見直しを早急に求める意見があったことを受け、同月21日以降、社会保障審議会医療保険部会において制度の見直しに向けた議論が行われた。

同部会で示された「見直しの方向性」においては、物価・賃金の上昇など経済環境が変化する中でも、高額療養費の自己負担限度額の上限が実質的に維持されてきたこと等を踏まえ、セーフティネットとしての高額療養費の役割を維持しつつ、健康な者を含めた全世代の被保険者の保険料負担の軽減を図る観点から、自己負担限度額の一定程度の引上げ、所得区分に応じたきめ細かい制度設計とする観点からの所得区分の細分化を行うとされた。その際、能力に応じて全世代が支え合う全世代型社会保障を構築する観点から、負担能力に応じた負担を求める仕組みとするとした。具体的には、平均的な収入を超える所得区分は、平均的な引上げ率よりも高い率で引き上げる一方で、平均的な収入を下回る所得区分の引上げ率は緩和するなど、低所得層への一定の配慮を行うとした。なお、同部会での検討に際しては、住民税非課税区分を除く各所得区分の細分化を行った上で、自己負担限度額を機械的に一律の率で引き上げた場合の保険料の軽減額等が示された。

また、同部会では、外来特例<sup>6</sup>における自己負担限度額の見直しについても議論され、制度を廃止した場合を含めた見直しに伴う保険料の軽減額等が示された。

最終的に、同年12月12日、同部会にて「見直しの方向性」が了承されたが、具体的な引上げ率や外来特例の扱いなどは予算編成過程で決定することとなった。

### イ 公的年金制度改革

令和4年に取りまとめられた全世代型社会保障構築会議報告書において、勤労者がその働き方や勤め先の企業規模・業種にかかわらず、ふさわしい社会保障を享受できる「働

<sup>5</sup> 子ども・子育て支援金制度。同制度が令和8年度から令和10年度にかけて段階的に構築されるまでの間、支援金を充当する事業に要する費用について、子ども・子育て支援特例公債をつなぎとして発行することとされた。発行額は令和6年度当初予算で2,219億円、令和7年度当初予算で1兆1,397億円。

<sup>6</sup> 高齢者は外来の受診頻度が若年者に比べて高いこと等を考慮して、年収約370万円未満かつ70歳以上の高齢者を対象として、外来受診での自己負担限度額が設定されている。

き方に中立的な社会保障制度等の構築」を目指し、勤労者皆保険の実現に向けて、検討・実施すべき取組が掲げられた。その後、同報告書において検討・実施すべきとされた取組の多くは、改革工程において、2024年末の結論に向けて引き続き検討することとされ、いわゆる「年収の壁」に対する取組<sup>7</sup>についても触れられている。さらに、経済財政運営と改革の基本方針（以下「骨太方針」という。）2024（令和6年6月21日閣議決定）においても、「働き方に中立的な年金制度の構築等」を目指して、2024年末までに制度改革についての道筋を付けるとされた。

また、将来にわたり公的年金制度を持続可能なものとするため、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）及び国民年金法（昭和34年法律第141号）の規定<sup>8</sup>により、少なくとも5年ごとに、年金財政の現況及び見通し（以下「財政検証」という。）を作成、公表し、長期的な公的年金財政の健全性を確認することとされている。令和6年は、5年に1度の財政検証が実施された年であり、同年7月3日の社会保障審議会年金部会において、令和6年財政検証の結果が報告された<sup>9</sup>。その後、同部会において、財政検証の結果や骨太方針2024等の各種政府決定で示された公的年金制度改革の方向性を踏まえた議論が行われ、同年12月25日に「社会保障審議会年金部会における議論の整理」が取りまとめられた。

このうち、見直しの必要性について概ね意見が一致した主なものとして、①短時間労働者への被用者保険の適用要件のうち、企業規模要件<sup>10</sup>及び賃金要件<sup>11</sup>の撤廃、常時5人以上の従業員を使用する個人事業所の非適用業種の解消、②在職老齢年金制度<sup>12</sup>の見直し、③標準報酬月額上限の見直しが挙げられた。①について、これらの適用要件の撤廃・解消を行った場合に被用者保険の適用となる対象者数として、約200万人が見込まれる。②について、制度の廃止まで含めた議論が行われたが、政府の検討結果によっては、基準額の引上げにとどまる旨記載された。③について、現行の上限等級の追加ルール<sup>13</sup>を見直して新たな等級を追加することについて概ね意見は一致し、見直しに際して、健康保険法（大正11年法律第70号）の改定ルールを参考に、上限等級に該当する者が占める割合に着目して等級を追加することができるルールが考えられるとし、政府での見直し案

<sup>7</sup> 令和5年10月から実施されているキャリアアップ助成金のコースの新設、事業者の証明による被扶養者認定の円滑化等の「年収の壁・支援強化パッケージ」を着実に実行し、いわゆる「年収の壁」を意識せずに働くことが可能となるよう、制度の見直しに取り組むとされた。

<sup>8</sup> 厚生年金保険法第2条の4及び国民年金法第4条の3。

<sup>9</sup> 令和6年財政検証に当たり、将来の経済成長の前提に基づく4つのシナリオが設定された。過去30年の経済状況が続いた場合を前提とする「過去30年投影ケース」では、マクロ経済スライドによる給付調整が終了する2057年には、所得代替率は50.4%となり、50%を上回る水準が確保されることが確認された（第16回社会保障審議会年金部会資料1「令和6（2024）年財政検証結果の概要」（令6.7.3）3頁）。

<sup>10</sup> 使用される厚生年金の被保険者の総数が常時50人を超える企業が勤務先であること。

<sup>11</sup> 所定内賃金が月額8.8万円（年収換算約106万円）以上であること。

<sup>12</sup> 厚生年金の適用事業所で就労し、一定以上の賃金を得ている60歳以上の厚生年金受給者を対象に、賃金と老齢厚生年金の合計額のうち支給停止の基準額（令和6年度は50万円）を超えた部分については、賃金上昇額の2分の1相当の厚生年金保険給付が支給停止される。

<sup>13</sup> 国民年金法等の一部を改正する法律（平成16年法律第104号）に基づき、各年度末時点の全被保険者の平均標準報酬月額2倍に相当する額が標準報酬月額上限を上回り、その状態が継続すると認められる場合、政令で、上限の上に等級を追加できる（いわゆる「2倍ルール」）。

の検討が求められた。さらに、将来の給付水準確保の方策として、基礎年金のマクロ経済スライドによる給付調整の早期終了<sup>14</sup>が注目されたが、政府において、経済が好調に推移しない場合に発動され得る備えとしての位置付けの下、更に検討を深めるべきとされた。また、実施する場合には、安定した財源の確保が必要である旨明記された<sup>15</sup>。

一方、基礎年金の拠出期間の延長(45年化)と第3号被保険者制度の廃止については、引き続き議論、検討を行うべきとされた。前者については、財政検証及びオプション試算の結果において、全体的に所得代替率が改善したことや、基礎年金の給付水準の向上に資する他の事項も検討していることから、同部会において詳細な制度設計については議論が行われなかったが、健康寿命の延伸や高齢者の就労進展等を踏まえると自然かつ有効で意義のある方策であるとされ、引き続き議論を行うべきとされた。後者については、引き続き適用拡大を進めることで第3号被保険者制度の縮小を進めることが基本的な方向性とされたが、次期改正における制度の在り方の見直しや将来的な見直しの方向性について、意見はまとまらず、適用拡大を進めることで第3号被保険者制度の縮小・見直しに向けたステップを進めるとともに、第3号被保険者の実態も精緻に分析しながら、政府において、引き続き検討することが求められた。

### 3. 令和7年度社会保障関係予算の編成過程

以下、令和7年度社会保障関係予算の編成過程及び令和6年度補正予算の概要等について紹介する。

#### (1) 骨太方針2024

骨太方針2015において策定された「経済・財政再生計画」では、「安倍内閣のこれまで3年間の経済再生や改革の成果と合わせ、社会保障関係費の実質的な増加が高齢化による増加分に相当する伸び(1.5兆円程度)となっていること、経済・物価動向等を踏まえ、その基調を2018年度(平成30年度)まで継続していく」との目安が示され、併せて、2020年度に向けて、社会保障関係費の伸びを高齢化による増加分と消費税率引上げとあわせて行う充実等に相当する水準におさめることを目指すとされた。その後、骨太方針2018において新たに策定された「新経済・財政再生計画」では、2019年度から2021年度までの3年間を社会保障改革を軸とする基盤強化期間と位置付け、同改革の推進を通じて、全世代型の社会保障制度を構築することとされた。また、「経済・財政再生計画」において、2020年度に向けて、社会保障関係費の増加を高齢化による増加分に相当する伸びにおさめることを目指す方針とされていること等を踏まえ、2019年度以降、その方針を2021年度まで継続するとされた。骨太方針2021においても、2022年度から2024年度までの3年間について、基盤

<sup>14</sup> 国民年金と厚生年金それぞれの財政均衡を維持した上で、報酬比例部分のマクロ経済スライドを継続し、基礎年金と報酬比例部分の調整期間を一致させるとともに、基礎年金拠出金の算定方法を、現行の被保険者数の人数割に加え、積立金も勘案して計算する仕組みに変更することが検討されている。

<sup>15</sup> 基礎年金の給付分のうち、2分の1は国庫により負担されており、基礎年金の給付水準の上昇に伴い将来的な国庫負担は純増する。給付調整が終了する2036年度以降、0.2兆円～2.6兆円の国庫負担を要すると試算されている(第21回社会保障審議会年金部会資料1「基礎年金のマクロ経済スライドによる給付調整の早期終了(マクロ経済スライドの調整期間の一致)について」(令6.11.25)23頁)。

強化期間と同様、社会保障関係費の増加を高齢化による増加分に相当する伸びにおさめることとされた。

骨太方針2024では、2013年度以降歳出改革努力を継続しており、骨太方針2021に基づく2022年度から2024年度までの歳出改革努力を2025年度から2027年度までの3年間についても継続することとされた。また、具体的な内容については、経済・物価動向等に配慮しながら、各年度の予算編成過程において検討するとされた。

## (2) 概算要求基準

概算要求の際の指針となる「令和7年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」（令和6年7月29日閣議了解）では、年金・医療等に係る経費については、高齢化等に伴ういわゆる自然増として、前年度当初予算に4,100億円を加算した額の範囲内で要求することとされた。また、上記増加額について、合理化・効率化に最大限取り組み、骨太方針2024等における「予算編成においては、2025年度から2027年度までの3年間について、…これまでの歳出改革努力を継続する。その具体的な内容については、日本経済が新たなステージに入りつつある中で、経済・物価動向等に配慮しながら、各年度の予算編成過程において検討する」との考え方を踏まえつつ、その結果を令和7年度予算に反映させることとされた。

## (3) 令和6年度補正予算

### ア 国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策

長期にわたるデフレや新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、日本経済は大きな影響を受けたが、令和6年度の名目GDPは、年換算で600兆円を超える見通しであり、令和6年春季労使交渉での賃上げ率は、33年ぶりの高水準となった。石破内閣は、これを踏まえ、デフレを脱却し、「賃上げと投資が牽引する成長型経済」への移行を目指し、令和6年11月22日に「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」を閣議決定した。同経済対策は、「日本経済・地方経済の成長」、「物価高の克服」及び「国民の安心・安全の確保」を三つの柱としている。社会保障分野に関連する主な取組については、「日本経済・地方経済の成長」として、中堅・中小企業における生産性の向上等による全ての世代の現在及び将来にわたる賃金・所得の増加、「国民の安心・安全の確保」として、こども・子育て支援の推進、女性や高齢者の活躍・参画の推進など「誰一人取り残されない社会」の実現への取組等を行うこととされた。

### イ 令和6年度補正予算の概要

同年11月29日に、同経済対策の裏付けとなる令和6年度補正予算案が閣議決定された。一般会計の歳出総額に13兆9,433億円が計上され、このうち、厚生労働省所管分は8,414億円である。主な内訳として、医療・介護・障害福祉分野の生産性向上・職場環境改善等による更なる賃上げ等の支援に1,892億円、医療需要等の変化を踏まえた医療機関に対する支援に428億円、最低賃金の引上げに対応する中小規模・小規模事業者向けの生産性向上支援に297億円、創薬エコシステム・創薬クラスターの発展支援に100億円、次な

る感染症への対応力強化に向けた体制強化に424億円、マイナ保険証の利用促進に向けた取組に353億円、能登地域等に対する復旧・復興の支援、医療施設等の耐災害性強化等に497億円が計上された。同予算は、一部修正の上、同年12月12日に衆議院本会議で、同月17日に参議院本会議で可決、成立した。

#### (4) 令和7年度予算編成の基本方針

令和6年12月6日に「令和7年度予算編成の基本方針」が閣議決定された。

##### ア 基本的考え方

令和6年度補正予算の成立後、「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」に基づき、できる限り速やかに関連する施策を実行し、その上で、令和7年度の予算編成に取り組み、切れ目のない経済財政運営を行うとされた。

また、施策の方向性として挙げられたもののうち、社会保障分野に関連する主なものとして、地域の中堅・中小企業及び小規模事業者を含め、最低賃金の引上げを始めとする賃上げの環境について、その業種・規模に応じた環境整備を行うとされた。さらに、国民一人一人の生産性と所得を向上させる全世代のリ・スキリング支援、成長分野への労働移動の円滑化など、三位一体の労働市場改革を推進するとされた。加えて、建設・物流、医療・介護等の現場におけるロボット・ICT機器の活用を通じた生産性向上・職場環境改善等による更なる賃上げ等を支援するとされた。

このほか、加速化プランを着実に実施し、育児休業制度等の充実等に取り組むこと、全世代型社会保障の構築、健康寿命の延伸による生涯活躍社会の実現、女性や高齢者の活躍・参画の推進、障害者の社会参加や地域移行の推進、孤独・孤立対策、就職氷河期世代のリ・スキリングの支援等が掲げられた。

##### イ 予算編成についての考え方

令和7年度予算編成に当たっては、令和6年度補正予算と一体として、上記の基本的考え方及び骨太方針2024に沿ってメリハリの効いた予算編成を行うこととされた。

#### (5) 大臣折衝事項

令和7年度予算案の閣議決定に先立ち、令和6年12月25日に、加藤財務大臣と福岡厚生労働大臣による大臣折衝が行われた。

##### ア 薬価改定<sup>16</sup>

骨太方針2024において、「2025年度薬価改定に関しては、イノベーションの推進、安定供給確保の必要性、物価上昇など取り巻く環境の変化を踏まえ、国民皆保険の持続可能性を考慮しながら、その在り方について検討する」とされたことを受け、2025年度における薬価改定の内容等について、中央社会保険医療協議会薬価専門部会を中心に議論が行われた。

<sup>16</sup> いわゆる4大臣合意（「薬価制度の抜本改革に向けた基本方針」（平28.12.20）（内閣官房長官、経済財政政策担当大臣、財務大臣、厚生労働大臣決定））に基づき、2年に1回行われている薬価調査に加え、その間の年においても全品目を対象に薬価調査を行い、価格乖離の大きな品目について薬価改定を行うとされている。



薬価調査の結果<sup>17</sup>や同専門部会等での議論を踏まえ、令和6年12月20日、2025年度における薬価改定の実施について、林内閣官房長官、加藤財務大臣、福岡厚生労働大臣の3大臣による合意<sup>18</sup>がなされた。

その後行われた大臣折衝の結果、3大臣による合意のとおり、改定の対象範囲について、国民負担の軽減はもとより、創薬イノベーションの推進や医薬品の安定供給の確保の要請にきめ細かく対応する観点から、品目ごとの性格に応じて対象範囲を設定することとされた。具体的には、平均乖離率<sup>19</sup>5.2%を基準として、新薬創出等加算の対象品目及び後発医薬品は基準の1.0倍（乖離率5.2%）、新薬創出等加算対象外の新薬は基準の0.75倍（乖離率3.9%）、長期収載品は基準の0.5倍（乖離率2.6%）、その他医薬品は基準の1.0倍（乖離率5.2%）を超える品目を改定対象とした。また、追加承認品目等に対する加算を臨時的に実施し、安定供給確保が特に求められる医薬品に対しては、臨時的に不採算品再算定<sup>20</sup>を実施するとともに、最低薬価<sup>21</sup>を引き上げ、併せて、新薬創出等加算の累積額は控除するとした。

改定の効果として、薬剤費の削減額は▲2,466億円（国費▲648億円）とされた。

## イ 年金制度改革

先述の「社会保障審議会年金部会における議論の整理」において言及された基礎年金のマクロ経済スライドによる給付調整の早期終了について、措置として法制化する場合には、措置の在り方や実施に伴う国庫負担の増加に対応した安定財源の確保の必要性を法制上明確化するとされた。

## ウ 生活扶助基準

令和5年度の生活扶助基準の見直しに当たり、足下の社会経済情勢等を総合的に勘案し、令和5年度及び令和6年度の2年間に限り、臨時的・特例的な措置として、特例加算<sup>22</sup>が実施されてきた。また、令和7年度以降の生活扶助基準については、今後の社会経済情勢等の動向を見極めて必要な対応を行うため、令和7年度予算の編成過程において検討するとされていた。

大臣折衝の結果、社会経済情勢等を総合的に勘案し、令和7年度及び令和8年度の2年間においても特例加算を実施するとされた。また、特例加算を月額1,500円とするとともに、加算を行ってもなお従前の基準額から減額となる世帯については、従前の基準額を保障することとし、令和7年10月から実施するとされた（令和8年度に国費+50億円程度）。なお、令和9年度以降の生活扶助基準については、今後の社会経済情勢等の動向

<sup>17</sup> 薬価と実勢価格との乖離率（平均乖離率）は過去最少の約5.2%である（第229回中央社会保険医療協議会薬価専門部会薬-1「令和6年医薬品価格調査（薬価調査）の速報値」（令6.12.4）2頁）。なお、平均乖離率は、{(現行薬価×販売数量)の総和 - (実販売単価×販売数量)の総和} / (現行薬価×販売数量)の総和で計算される数値。

<sup>18</sup> 「令和7年度薬価改定について」（令6.12.20）（内閣官房長官、財務大臣、厚生労働大臣合意）

<sup>19</sup> 前掲注17参照

<sup>20</sup> 保険医療上の必要性が高い品目、薬価が著しく低額である品目を対象として、薬価の維持又は引上げを行う。

<sup>21</sup> 剤形ごとにかかる最低限の供給コストを確保するため、成分に関係なく設定される価格。

<sup>22</sup> 令和元年当時の消費実態の水準（令和4年12月9日の「社会保障審議会生活保護基準部会報告書」における検証結果の反映後）に一人当たり月額1,000円を特例的に加算する。加算措置を行っても現行基準から減額となる世帯については、現行の基準額を保障する。

を見極めつつ、一般低所得世帯の消費実態との均衡を図る観点から必要な対応を行うため、令和9年度予算の編成過程において改めて検討を行うとされた。

## エ 高額療養費制度の見直し

大臣折衝の結果、現役世代を始めとする被保険者の保険料負担の軽減を図るとともに、セーフティネットとしての役割を維持するために、高額療養費制度を見直すこととされた。具体的には、年収の高い区分（約1,160万円以上）から住民税非課税世帯の区分にかけて、上限額を15%から2.7%の幅で引き上げることとし、平均的な年収区分（約370万円～約770万円）では10%の引上げとする。実施時期として、令和7年8月に上限額を各所得区分に応じた定率で引き上げた後、住民税非課税世帯を除く各所得区分を3区分に細分化し、令和8年8月、翌9年8月に上限額を段階的に引き上げるとした。

外来特例についても併せて見直すこととされ、令和8年8月から、例えば、年収約200万円～約370万円の一般区分では、月負担限度額を1.8万円から2.8万円へ引き上げ、年間負担限度額を14.4万円から22.4万円へ引き上げるとした。年収約200万円未満の一般区分では、月負担限度額を1.8万円から2万円へ引き上げ、年間負担限度額を14.4万円から16万円へ引き上げるとした。さらに住民税非課税区分（一定所得以下を除く。）では、月負担限度額を8,000円から1.3万円へ引き上げるとした<sup>23</sup>。

## オ 入院時の食費基準額

入院時の食費について、令和6年度診療報酬改定において、1食当たり30円引き上げたが、食料支出は引き続き伸びており、物価高騰の長期化による食事の質の低下が懸念されていた<sup>24</sup>。

大臣折衝の結果、医療機関を取り巻く状況変化を踏まえ、入院時の食費基準額を20円引き上げることとされた。なお、患者負担について、低所得者に関して、所得区分等に応じて一定の配慮を行うこととされた。

## カ 「こども未来戦略」における実質的な社会保険負担軽減効果

大臣折衝の結果、加速化プランを支える財源の一つとされた、2028年度までの歳出改革等により生じる社会保険負担軽減の効果について、2025年度は0.17兆円程度とされた。内訳として、薬価改定により0.12兆円程度、高額療養費制度の見直しにより0.06兆円程度が見込まれている。なお、2023年度から2025年度における合計で0.49兆円程度（2023年度分は0.15兆円、2024年度分は0.17兆円、2025年度分は0.17兆円）となり、2028年度までの3年間で残り0.5兆円程度を積み上げる必要がある。

## （6）令和7年度予算政府案の閣議決定

令和6年12月27日に令和7年度予算政府案が閣議決定され、社会保障関係費の前年度からの実質的な伸びは、大臣折衝の結果のとおり、5,600億円程度となった。令和7年度におけるいわゆる自然増は6,500億円程度（経済・物価等への配慮を含む。）となったが、制度

<sup>23</sup> 住民税非課税区分では、外来特例の年間負担限度額は設定されていない。

<sup>24</sup> 第601回中央社会保険医療協議会総会 総-3「中間年改定の年に行う期中の診療報酬改定について」（令6.12.25）7頁

改革・効率化により、1,300億円程度の圧縮を図りつつ、社会保障の充実等<sup>25</sup>に300億円程度が充てられた。いわゆる自然増の6,500億円程度の内訳は、概算要求段階での4,000億円程度に加え、経済・物価等への配慮として、年金スライド分+2,200億円程度、人事院勧告等を踏まえた保育給付の増加分+300億円程度となっている。また、圧縮分の1,300億円程度の内訳は、薬価改定で▲600億円程度<sup>26</sup>、高額療養費の見直しで▲200億円程度、後期高齢者医療の患者負担の見直し<sup>27</sup>で▲100億円程度、被用者保険の適用拡大<sup>28</sup>で▲100億円程度等となっている。結果として、社会保障関係費の実質的な伸びを高齢化による増加分に相当する伸びにおさめるとの方針に沿った姿が実現されることとなった。

また、こども未来戦略に基づく2028年度までの歳出改革による公費節減効果は、令和7年度は国・地方で0.18兆円程度<sup>29</sup>となる。なお、令和7年度は、加速化プランが実施される2年目となり、育児休業制度等の拡充の施行、児童手当の拡充の満年度化等により、3.6兆円規模の予算のうち、8割超程度の実現が予定される。

#### 4. 令和7年度厚生労働省予算の主要事項

本稿では、令和7年度社会保障関係予算のうち厚生労働省が所管する予算（以下「当初予算」という。）の主要事項について、令和6年度補正予算（以下「補正予算」という。）等にも触れつつ、いくつか紹介する。

##### （1）大臣折衝での合意を踏まえた事項

###### ア 薬価改定

先述の大臣折衝及びそれに先立って行われた3大臣での合意を踏まえ、令和6年薬価調査に基づき、国民負担の軽減の観点はもとより、創薬イノベーションの推進や、医薬品の安定供給の確保の要請にきめ細かく対応する観点から、改定の対象品目設定及び薬価改定基準の適用を行う。改定による効果として、薬剤費の削減額は▲2,466億円（国費▲648億円）となる。

###### イ 生活扶助基準

先述の大臣折衝での合意に基づき、特例加算の1,500円への引上げ及び加算を行ってもなお従前の基準額から減額となる世帯を対象とした従前の基準額の保障を行う。当初予算への影響は+20億円程度となる。

###### ウ 高額療養費制度

高額療養費の自己負担限度額の段階的な引上げ及び外来特例の見直しにより、満年度

<sup>25</sup> 高等教育の負担軽減における多子世帯無償化の開始に伴う影響分。

<sup>26</sup> 最低薬価の引上げなどの充実策+300億円程度を差し引いた額（財務省「令和7年度社会保障関係予算のポイント」（令6.12）13頁）。

<sup>27</sup> 課税所得28万円以上かつ年収約200万円以上の後期高齢者（現役並み所得者は除く）の医療費の窓口負担割合を2割に引き上げる制度改正が令和4年10月から施行された。併せて、2割負担となる者を対象に、制度改正に伴う配慮措置として、外来患者の月間の負担増加額を3,000円に抑える措置が施行後3年間（令和7年9月末まで）実施されている。

<sup>28</sup> 令和6年10月以降、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和2年法律第40号）に基づき、短時間労働者への被用者保険の適用要件のうち企業規模要件が50人超に引き下げられた。

<sup>29</sup> 令和5年度は0.18兆円程度、令和6年度は0.19兆円程度である（いずれも国・地方での額）。

ベースで公費▲1,600億円（国▲1,100億円、地方▲500億円）の影響が見込まれ、当初予算における影響額は▲200億円程度となる。なお、70歳以上での外来特例を含めた自己負担限度額の見直しの効果として、機械的な計算では、加入者一人当たりの保険料軽減額は、年間で▲1,100円から▲5,000円の軽減を見込む<sup>30</sup>。

## エ 入院時の食費基準額

入院時の食費基準額引上げの実施のため、当初予算で23.8億円が計上された。

## (2) 医療

### ア 医療分野におけるDXの推進

骨太方針2022において、「全国医療情報プラットフォームの創設」、「電子カルテ情報の標準化等」及び「診療報酬改定DX」の取組を行政と関係業界が一丸となって進めるとされた。これを受け、内閣総理大臣を本部長とする医療DX推進本部が設置され、政府を挙げて施策を推進している。当初予算では、新規で医療機関におけるサイバーセキュリティ確保事業に11億円が計上された。なお、同事業について、補正予算で13億円が計上された。

また、補正予算では、全国医療情報プラットフォーム開発事業に60億円が計上されたほか、電子カルテ情報等分析関連サービス構築事業<sup>31</sup>に6.2億円、電子処方箋の有効活用のための環境整備事業に16億円、診療報酬改定DX（共通算定モジュールの開発等）に94億円が計上された。

### イ 地域医療構想・医師偏在対策

当初予算では、地域医療構想の実現、医師偏在対策に対する支援のため、地域医療介護総合確保基金（医療分）として613億円<sup>32</sup>（前年度当初予算比▲120億円）が計上された。

### ウ 創薬力強化・医薬品等の安定供給

政府は、医薬品・医療機器産業の競争力強化に向けた取組を推進している。当初予算では、次世代バイオ医薬品等創出に向けた人材育成支援事業に1.4億円（同+1.1億円）、創薬基盤強化支援事業に9.3億円（同+4.9億円）が計上された。

また、当初予算では、医薬品等の安定供給の推進に向け、平時から医薬品の需給状況のモニタリングを行うため、新規で医薬品の供給情報等の把握等の体制整備等事業に2.2億円<sup>33</sup>、後発医薬品の信頼性回復を図るため、リアルワールドデータに基づく後発医薬品安全性等確認事業<sup>34</sup>に5,300万円（同+4,200万円）が計上された。

### エ 医療保険制度の運営確保

当初予算では、各医療保険制度などに関する医療費国庫負担に要する経費として、10兆2,619億円（同+1,021億円）が計上された。

<sup>30</sup> 財務省「令和7年度社会保障関係予算のポイント」（令6.12）17～18頁

<sup>31</sup> デジタル庁計上

<sup>32</sup> 都道府県の負担分を合わせた公費ベースでは909億円。

<sup>33</sup> デジタル庁計上

<sup>34</sup> リアルワールドデータを用いて、実臨床における後発医薬品の副作用の発生状況等を製造販売業者横断的に監視することで、客観性の高い安全性情報を入手・解析し、医療現場等への情報提供を推進する。

### (3) 介護

#### ア 介護分野におけるDX・科学的介護の推進

当初予算では、科学的介護データ提供用データベース構築等事業に4.2億円（同▲0.5億円）、介護テクノロジー開発等加速化事業に3.2億円（同▲1.7億円）が計上された。両事業は補正予算でも計上されており、それぞれ2.0億円<sup>35</sup>、5.8億円となっている。このほか、補正予算では、介護関連データ利活用に係る基盤構築事業に107億円、介護保険制度の運用等に必要なシステム整備事業に53億円が計上された。なお、医療分野でのDXに係る予算を含めた医療・介護DX等の推進への計上額は、計1,447億円となる。

#### イ 地域包括ケアシステムの推進

当初予算では、地域包括ケアシステム<sup>36</sup>の構築に向けて、地域医療介護確保基金（介護施設等の整備に関する事業分）に252億円<sup>37</sup>（前年度と同額）、地域の事情に応じた介護従事者の確保対策を支援するため、同基金（介護従事者確保分）に97億円<sup>38</sup>（前年度と同額）が計上された。

#### ウ 認知症施策の推進

当初予算では、共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和5年法律第65号）と認知症施策推進基本計画<sup>39</sup>に基づき、認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進、認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護等に135億円（同+1億円）が計上された。また、補正予算では、同計画の閣議決定を受け、当初予算に先がけて、自治体が策定する認知症施策推進計画の策定支援等、早期かつ切れ目なく自治体の認知症施策の推進等が図られるよう、7.6億円が計上された。

#### エ 介護保険制度による介護サービスの確保

当初予算では、地域包括ケアシステムの実現に向け、介護を必要とする高齢者の増加に伴い、在宅サービス、施設サービス等の提供に必要な経費を確保する等のため、3兆4,063億円（同+73億円）が計上された。

### (4) 雇用・労働

#### ア 労働者の賃上げ支援

最低賃金の引上げに向けた環境整備を図る観点から、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げに取り組む中小企業・小規模事業者の生産性向上に向けた支援を行うため、業務改善助成金に、補正予算で297億円、当初予算で15億円（同+6.8億円）が計上された。

#### イ 非正規雇用労働者等への支援

---

<sup>35</sup> デジタル庁計上

<sup>36</sup> 地域の実情に応じて、高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制（地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第2条第1項）。

<sup>37</sup> 都道府県の負担分を合わせた公費ベースでは378億円。

<sup>38</sup> 都道府県の負担分を合わせた公費ベースでは146億円。

<sup>39</sup> 令和6年12月3日閣議決定

雇用保険被保険者以外の者を対象に、教育訓練期間中の生活を支えるための融資制度が創設されるなど、求職者支援制度が拡充される。当初予算では、261億円（同＋2億円）が計上された。

#### ウ リ・スキリングによる能力向上支援

雇用保険被保険者が自発的に教育訓練を受けるための休暇を取得した場合に、基本手当に相当する給付として賃金の一定割合を支給する教育訓練休暇給付金<sup>40</sup>を創設する。当初予算では、新規で78億円が計上された。

#### エ 仕事と育児・介護の両立支援

仕事と育児・介護の両立支援に関する事業主の取組を促進し、労働者の雇用の安定を図るため、両立支援等助成金が拡充される。改正育児介護休業法の施行後に伴う拡充<sup>41</sup>も含めて、当初予算では、358億円（同＋177億円）が計上された。

### (5) 社会福祉

#### ア 重層的支援体制の整備の推進

重層的支援体制整備事業<sup>42</sup>の実施市町村の増加や、生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第21号）<sup>43</sup>に基づく住まい支援の強化を見込みつつ、各市町村での包括的な支援体制の構築の推進等のため、当初予算では、728億円（同＋173億円）が計上された。

#### イ 生活困窮者自立支援等の推進

生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第21号）に基づき、住まいに関する相談対応から入居後までの切れ目のない住まいの支援の強化を図り、就労準備支援事業・家計改善支援事業の全国的な実施の推進など、生活困窮者に対する支援体制の更なる強化等のため、当初予算では、841億円（同＋111億円）が計上された。

また、居住支援を含む生活困窮者等の支援体制の整備及びNPO法人との連携強化等のため、補正予算では、66億円が計上された。

#### ウ 生活保護制度の適正実施

当初予算において、生活保護に係る国庫負担のうち保護費負担金に要する経費として、2兆7,808億円（同▲119億円）が計上された。また、レセプトを活用した医療扶助の適正化のほか、被保護者に係る健康情報やレセプト情報等のデータに基づいた生活習慣病の発症・重症化予防等の取組など、生活保護の適正実施の推進に197億円（同＋5億円）が計上された。

#### エ 障害福祉サービス

<sup>40</sup> 雇用保険法等の一部を改正する法律（令和6年法律第26号）に基づき創設され、施行期日は令和7年10月1日である。

<sup>41</sup> 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和6年法律第42号）に基づく「柔軟な働き方を実現するための措置」が施行される令和7年10月1日以降において、事業者が導入した措置数に応じて支給を行う。

<sup>42</sup> 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に基づき創設され、令和3年4月1日に施行された。

<sup>43</sup> 施行期日は令和7年4月1日である。

当初予算では、障害者が身近な地域等で暮らすために必要な福祉サービスに要する経費として、1兆6,531億円（同+880億円）が計上された。

## （6）年金

当初予算では、基礎年金の国庫負担分や年金生活者支援給付金<sup>44</sup>の支給等に要する費用として、13兆6,129億円（同+2,892億円）が計上された。なお、同費用は、令和7年度の年金改定率を+1.9%<sup>45</sup>と見込んで計上されている。

## 5. おわりに

一般会計予算は115兆円を超え、2年ぶりに過去最大を更新した。社会保障関係費についても、薬価改定や改革工程に基づく高額療養費自己負担限度額の見直し等の歳出改革により、1,300億円程度が圧縮されたものの、最終的に社会保障関係費の伸びは5,600億円程度となり、初めて38兆円を超えた。

社会保障関係費の伸びについては、実質的な伸びを高齢化による増加分におさめるとの方針に沿った姿が実現されることとなったが、圧縮分の内訳について、改革工程に基づく高額療養費制度の見直しによる効果が反映されたものの、多くは薬価の改定によるものであり、近年、この傾向が続いている。しかし、改定の根拠となる平均乖離率（薬価と実勢価格との乖離率）は年々縮小しており、速報値で過去最小の約5.2%となり、今後薬価の引下げによる圧縮効果は逡減していくと見込まれる。また、後発医薬品メーカーによる法令違反事案を端緒とした医薬品の供給不安が続く中、頻回な薬価引下げが流通当事者の安定供給の基盤を脆弱化させているとの指摘<sup>46</sup>もある。こうした状況の下、今後も先の方針を貫くならば、薬価改定による圧縮が望めなくなる場合も考慮し、次なる財源の確保に向けた検討が求められる。

今回、改革工程に基づき、高額療養費制度の見直しが行われたが、全世代型社会保障構築会議での議論からわずか一月ほどで見直しの方向性が決定された。また、改革工程に掲げられた項目から選ばれた理由として、長期にわたり見直しが行われなかったことが挙げられたが、他の項目も該当し得る。政府においては、今後の改革工程に掲げられた項目に係る議論、検討に際して、制度改革の必要性、意図等を明らかにし、新たに生じる負担について、広く国民の理解を得られるよう丁寧な説明を行い、改革の実行に至るまでの過程が拙速であるとの批判を受けないための努力が求められる。

（なかばやし つばさ）

<sup>44</sup> 公的年金等の収入金額や所得が一定基準額以下の者に対して消費税財源を活用して給付する。全額国庫負担であり、その経費として当初予算に3,958億円（前年度と同額）が計上された。

<sup>45</sup> 予算編成時点での物価変動率の推計を基にした予算積算上の値であり、令和6年の物価変動率+2.7%、名目賃金変動率+2.3%、マクロ経済スライド調整率▲0.4%で積算。執筆時（令和7年1月23日）以降に公表される実際の改定率は異なる値となる可能性がある。

<sup>46</sup> 第230回中央社会保険医療協議会薬価専門部会 薬一4「中央社会保険医療協議会・薬価専門部会 意見陳述資料」（一般社団法人日本医薬品卸売業連合会）（令6.12.11）2～3頁